

企業において建築士の資格を持つ方がいると、許認可においては大変貴重な人材となります。
建設業許可を取る上で、1級建築士の方がいればいろいろな業種の専任技術者となることができますし、また建設業許可と合わせて建築士事務所登録も、同じ営業所内等の要件を満たせば一人の建築士の方で登録も可能です。設計等も含め業務を行うことができますので、建設業許可と合わせて建築士事務所登録を取られる会社も多いようです。
そこで今回は、建築士事務所登録についてお話をしたいと思います。

1 建築士事務所の登録とは

次の方は、建築士事務所の登録を受けなければなりません。

- (1) 他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を行うことを業としようとする建築士の方
- (2) 建築士を使用して、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を行うことを業としようとする方

* 設計等とは、次の業務を言います。

建築物の設計、建築物の工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査または鑑定、建築に関する法令または条例に基づく手続きの代理

* 登録は、建築士事務所の所在地の都道府県知事ごとになります。

* 登録の有効期間は、5年間です。

* 有効期間満了後、引き続き業務を行おうとする方は、満了日前 30 日までに更新の登録申請をしなければなりません。

2 登録（新規及び更新）の申請手続き

登録の申請手続きの流れは次のとおりです。

社団法人東京都建築士事務所協会へ申請書等提出
受理 本審査 登録 登録の通知 仮審査 手数料納入

◇ 新規申請の登録については、通常、申請書受理後 5 日から 10 日間程度の期間を要します。

3 . 注意事項

1 人の建築士が複数の建築士事務所の管理建築士となることはできません。

派遣労働者は、管理建築士にはなれません。

管理建築士となるためには、建築士法第24条により建築士として3年以上の設計等の業務に従事した後、登録講習機関が行う講習の課程を修了した建築士でなければなりません。従って、新規申請は、管理建築士の講習修了証の写しが必要です。

管理建築士が、定期講習（建築士法第22条の2）及び社団法人東京都建築士事務所協会等が主催している管理講習会を受講しているときは、「定期講習修了証」（直近のもの）及び「受講証明書」の写しが必要です。所属事務所に所属している建築士は、平成24年3月31日までに、その後3年度ごとに定期講習を受講する必要があります。

4. 管理建築士の専任

一級建築士事務所は専任の一級建築士が管理し、二級建築士事務所は専任の二級建築士が管理し、木造建築士事務所は専任の木造建築士が管理することになっています。専任とは、事務所に常勤し、専ら管理建築士の職務を行う必要があります。従って、雇用契約等により、事業主体と継続的な関係を有し、休業日等を除いて通常の勤務時間中は、その事務所に勤務していなければなりません。

*原則として、次の場合は管理建築士にはなれません。

他の法令により、専任が義務づけられている者（建設業の専任技術者、専任の宅地建物取引主任者等については兼任を認める場合がありますので、御相談ください。）

他の営業等について専任に近い状態にある者（他の会社で、社員となっている者等）

住所と事務所所在地が遠距離で、常識上通勤不可能な者 管理建築士は、1事務所1人ですから、同一法人で数力所の事務所がある場合は各事務所に管理建築士が必要になります。管理建築士のいない建築士事務所は登録要件を欠くので登録できません。登録した後に、管理建築士がいなくなった場合は、廃業等届が必要となります。

また、建築士の名義借り又は名義貸しは禁止されています。

その他登録を行うには要件がございますので、まずはお気軽にご相談ください。

以上